

令和6年度 いわき市市立病院 医師修学資金貸与制度募集要項

◇ 制度の目的 ◇

「いわき市市立病院医師修学資金貸与制度」は、将来、市立病院に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し、修学資金を貸与することにより、市立病院の医師の確保を図ることを目的としています。

1 応募資格

令和6年4月現在、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学しており、かつ、将来市立病院に医師として勤務する意思のある方

2 貸与額及び貸与期間

月額235,000円

令和6年4月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月1月分ずつ貸与します。（正規の修業年限に相当する期間に限ります。）

ただし、初回は、4月から6月分を一括して貸与します。（6月下旬を予定）

他の奨学金又は貸与制度との併用も可能です。ただし、他の制度において本修学資金との併用が認められない場合があります。

3 募集人数

4名程度

4 募集期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで

5 応募の手続き

(1) 募集要項の請求

いわき市公式ホームページ (<https://www.city.iwaki.lg.jp/>) からダウンロード出来ます。また、いわき市医療センター総務課（医療センター3階）及び市役所、各支所でも配付しています。郵送を希望する方は、「修学資金募集要項希望」と記入した封筒に、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型外、角型2号：24×33.2cm）を同封の上送付してください。

(2) 書類の提出

いわき市医療センター総務課に、次の書類を簡易書留で提出してください。なお、令和6年4月30日(火)の消印のあるものまで受け付けします。

【提出書類】

- ① 市立病院医師修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 大学の学業成績証明書（令和6年4月1日現在で第2学年以上の方のみ）
※新入生の方は、卒業した高等学校の学業成績証明書
- ③ 大学医学部の在学証明書
- ④ 健康診断書（第2号様式）
- ⑤ 戸籍抄本
- ⑥ 履歴書
- ⑦ レポート（テーマ「市立病院の医師を志す理由について」）
 - ・様式は任意ですが、A4サイズ横書きで、800字程度でまとめて下さい。
 - ・余白に大学名、学年、氏名を記入して下さい。
- ⑧ 保証人（2人）の所得証明書（令和4年分）
- ⑨ 保証人（2人）の市民税の納税証明書（令和5年度分）

※保証人について

本制度を利用するには、成年者の保証人が2人必要です。なお、保証人のうち1人は修学資金の貸与を受ける方の親族、残る1人は独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する方でなければなりません。

6 被貸与者の決定

提出書類の審査及び個別面接により被貸与者を決定します。選考結果については、令和6年5月下旬以降に本人に通知します。

○個別面接について

個別面接の実施日、場所は次のとおりです。なお、詳細な時間等は申請者本人にお知らせします。

- (1) 面接日 令和6年5月18日（土） ※変更になる場合があります。
- (2) 面接場所 福島県いわき市内郷御厩町久世原16番地 医療センター内

7 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約の解除をします。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

8 返還債務の免除

(1) 全額免除

大学を卒業した後2年以内に医師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部を免除します。

- 市立病院の医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）が、修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
- 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(2) 一部免除

大学を卒業した後2年以内に医師となること、また、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の一部を免除します。

- 市立病院の医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）は1年以上あるが、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。

【返還債務×（市立病院在職年数／貸与年数）の額を免除】

- 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。【返還債務の全部又は一部を免除】

※1 ただし、病気休暇などの休職、停職、育児休業の期間の期間については在職期間から除きます。

※2 貸与期間が1年に満たない場合は、市立病院の医師としての在職期間は1年とみなします。

※3 返還免除となった貸与金は、所得税が課税される場合があります。

9 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月末日までに、返還すべき修学資金に年利10%の利子を付して、一括返還していただくこととなります。※利息の額の算定期間は、実際に修学資金の貸与を受けていた期間（年数）が対象期間となり、貸与終了後の期間は対象外となります。

- (1) 退学等により、契約が解除されたとき。
- (2) 医師となった後、直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。
- (3) 臨床研修等に従事した後、直ちに病院等の医師とならないか、後期研修又は大学等での医学の研究等に従事しなかったとき。
- (4) 医師となった後、臨床研修等の期間も含めて12年以内に、修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間市立病院に勤務しなかったとき。

※ 育児休業、介護休暇、海外留学、その他やむを得ないと認められる期間がある場合は、返還の期限を延長することができます。

(5) 大学を卒業した後死亡したとき。

(6) 大学を卒業した後2年以内に医師とならなかったとき。

10 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

11 よくある質問

Q 他の奨学金制度との併用はできますか？

A 併用できます。申込みの時に、他の奨学金制度の名称を記載してください。なお、他の奨学金制度が、当市の修学資金貸与制度を併用できるかどうかは、あらかじめご確認ください。

Q 現在、医学部の5年生ですが、申込みはできますか？

A 令和6年4月に入学した方だけでなく、既に在学されている方も申込みできます。

Q 医療センターで臨床研修を受けなかった場合でも、将来（3年目以降）、医療センターで働くことはできるか。

A 臨床研修（2年間）を当センター以外の病院で受けた場合でも、3年目以降、当センターで働くことは可能です。

その他詳細については、「いわき市市立病院医師修学資金貸与条例」及び「いわき市市立病院医師修学資金貸与条例施行規程」によります。

問合せ先、応募先

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市医療センター 総務課総務係

代表電話 0246 (26) 3151 直通電話 0246 (26) 6791

E-Mail iryo-c-soumu@city.iwaki.lg.jp

※ 申請書等は、いわき市ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.city.iwaki.lg.jp/>